

2022年10月1日以降に満期を迎えるご契約者の皆さまへ

GK すまいの保険 商品内容改定のご案内

平素は三井住友海上の火災保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。当社では環境変化に対応し、お客さまに一層の安心と信頼をお届けするために、2022年10月1日以降始期のご契約から、「GK すまいの保険」の商品内容を改定いたしました。改定の内容につきご理解いただくとともに、引続き三井住友海上にご用命くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

※このチラシの内容は、2022年10月1日以降始期契約における商品内容改定の概要について記載したものです。今後の商品改定等により、内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

※自然災害の発生状況等を踏まえて保険料水準等の見直しを行っていますが、詳細については別途ご案内いたします。

1 補償内容の主な変更

① 最長保険期間の改定

- 自然災害のリスクは将来にわたり大きく変化していくと見込まれており、長期的なリスク評価が難しくなっています。こうした状況に対応するため、損害保険料率算出機構が算出する火災保険参考純率の適用可能期間が現行の10年から5年に変更となりました。
- 当社は、これを踏まえ、**最長保険期間を現行の10年から5年に変更する改定を行いました**。現在ご加入いただいている契約の継続契約についても、最長保険期間は5年となります。
- 最長保険期間が5年となったことに伴い、自動継続特約(長期用)も継続契約の最長保険期間を5年とする等の改定を行いました。

② 免責金額の変更

全国的に引上げとなる保険料の引上げ幅を緩和するため、次の改定を行いました。

【「水ぬれ」「破損、汚損等」の事故および「電気的事故または機械的事故(注1)」に適用する最低免責金額の引上げ】

- 保険の対象である建物や家財の免責金額について、0万円、1万円または3万円のいずれかを選択した場合でも、**これらの事故には免責金額5万円を適用します(注2)**。

【「風災、雹災、雪災」の事故に適用する免責金額の新設】

- 建物や家財の免責金額とは別に、「**風災、雹災、雪災**」の事故に適用する免責金額を設定することが可能となりました(注2)。「風災、雹災、雪災」の事故に適用する免責金額は、0万円、1万円、3万円、5万円、10万円または20万円からお選びいただけます(注3)。なお、建物の免責金額20万円、家財の免責金額10万円および20万円は、「風災、雹災、雪災」の事故に適用する免責金額のみでお選びいただける選択肢として新設しました。

(注1) 居住用建物電気的・機械的事故特約をセットしている場合に限りです。

(注2) 屋外明記物件特約、家財明記物件特約および自宅外家財特約に適用する免責金額についても同様の取り扱いとなります。

(注3) 「風災、雹災、雪災」以外の事故に適用する免責金額以上の額を設定する必要があります。

<適用される免責金額の例>

フルサポートプランで、建物免責金額：5万円、家財免責金額：1万円、「風災、雹災、雪災」の免責金額：建物・家財いずれも10万円を選択した場合

保険金をお支払いする事故		建物に適用される免責金額	家財に適用される免責金額
1	火災、落雷、破裂・爆発	5万円	1万円
2	風災、雹災、雪災	10万円	10万円
3	水ぬれ	5万円	5万円
4	盗難	5万円	1万円
5	水災	5万円	1万円
6	破損、汚損等	5万円	5万円

2 風災、雹災、雪災の事故は、免責金額10万円が適用されます。

3 水ぬれと 6 破損、汚損等の事故は、家財も免責金額5万円が適用されます。

③ 復旧義務の導入

■近年、台風等の自然災害に乗じて、「保険が使える」と住宅修理サービスの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者の多くは、「保険金の使い道は自由なので実際に修理をしなくても良い」と勧誘し、保険金請求手続きを代行して高額な手数料を受け取ります。

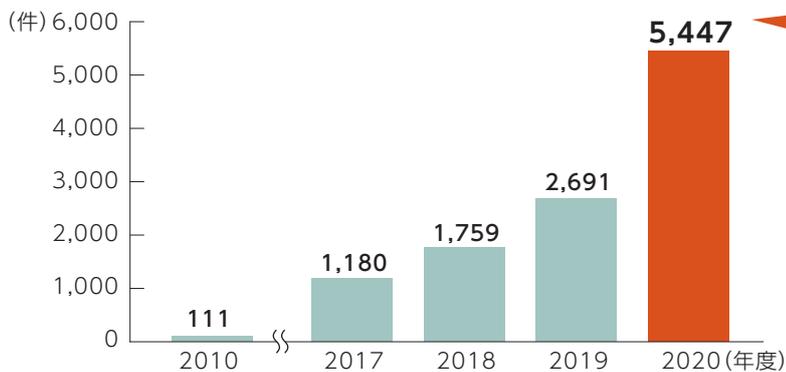
■当社は、このような業者への対策を強化するため、建物を保険の対象とする場合(注1)、原則、損害が発生した日から起算して2年以内に保険の対象を復旧(注2)した場合に限り、保険金をお支払いするよう改定を行いました。(注3)

(注1) 居住用建物電氣的・機械的の事故特約、屋外明記物件特約および特定機械設備水災補償特約も復旧義務の対象となります。

(注2) 復旧とは、損害が発生した時の発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復することをいいます。

(注3) 全焼・全壊に該当する場合またはその他合理的な理由がある場合は、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間・復旧される建物の用途・復旧の場所等について変更することができます。

<「保険が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談件数>



出典:PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)



STOP 勧誘にご注意ください

「GK すまいの保険」では、原則、保険の対象を復旧しない限り保険金をお支払いしませんので、住宅修理サービスの勧誘を受けてもすぐに契約せず、代理店・扱者または当社にご相談ください。

2 特約等の主な変更

① ライフライン停止時仮すまい費用等特約の新設

■事業者からの電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上停止し、一時的に居住することが困難となった場合に必要となる仮すまい費用等を実費で補償する特約を新設しました(1回の事故につき10万円限度)。ただし、地震等による停電等は除きます。



② 事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約の新設

■「火災、落雷、破裂・爆発」、「風災、雹災、雪災」、「盗難(通貨等および預貯金証書の盗難を除く)」、「水災」の事故により損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の一定割合を上乗せしてお支払いする事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約を新設しました。

■これに伴い、事故時諸費用特約を廃止しました。事故時諸費用(火災等限定)特約は引き続きご用意しています。

<事故時諸費用保険金のお支払い対象となる事故(フルサポートプランの場合)>

○…補償されます ×…補償されません

お支払対象事故(注1)	火災、落雷、破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水ぬれ	盗難	水災	破損、汚損等
事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約	○	○	×	○(注2)	○	×
事故時諸費用(火災等限定)特約	○	×	×	×	×	×

(注1) 損害保険金が支払われるべき場合に限りです。

(注2) 損害保険金(家財)における「通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。

- ◆このご案内は、「GK すまいの保険」の商品改定の概要を記載したものです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- ◆2022年10月1日以降始期のご契約の詳細は、パンフレット、「重要事項のご説明」または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。
- ◆「GK すまいの保険」はすまいの火災保険のペットネームです。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) こちらから
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶
 (お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

